

# 令和7年度 運営指導において 指摘が多い事項等について

宇城市福祉部高齢介護課



# 用語及び記号に係る説明

- 運営基準：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11.3.31 厚生省令第38号）
- 運営解釈：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（H11.7.29 老企第22号）
- 報酬基準：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生省告示第20号）
- 報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企第36号）
- 予防運営基準：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第37号）
- 予防運営解釈：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（H18.3.31 老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- 予防報酬基準：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第129号）
- 予防報酬解釈：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- ★：予防支援でも同様の措置を講ずる場合
- ☆：予防支援でも同様の措置を講ずる場合（包括を除く）

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第27条の2第1号  
運営解釈 第2の3(23)①  
予防運営基準 第26条の2第1号  
予防運営解釈 第2の3(24)①

## 虐待防止のための措置について①★

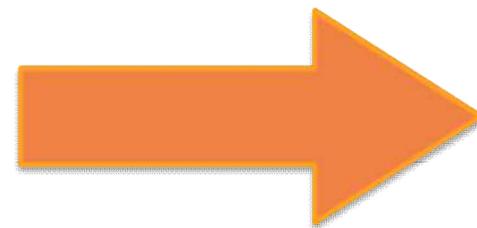
- 関連法規等（一部抜粋）：事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 指摘を受けた事業所の例
  - ① 法人において虐待防止のための対策を検討する委員会を実施していたが、その委員会に事業所の職員は参加しておらず、委員会の結果を事業所で供覧するだけであった。
  - ② 小規模な事業所のため、委員会を設けておらず、虐待防止のための対策を検討する機会を設けていなかった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 虐待防止のための措置について①★

### ●指摘内容

- ① 運営基準では、「事業所における」委員会の開催を想定しているため、法人が実施したものを供覧するだけでは、事業所が行っているとは言えないと考えられるため、未実施であると指摘。なお、この場合、法人が実施する委員会に事業所の管理者等が参加する、または、委員会の結果を基に事業所内で検討することが妥当である。



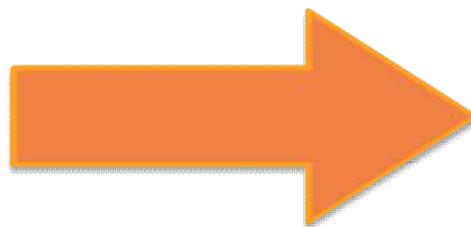
**減算**

# 居宅介護（介護予防）支援

## 虐待防止のための措置について①★

### ●指摘内容

- ② 介護保険最新情報 vol.1225 問170でも示されているとおり、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施する必要があるため、未実施であると指摘。（参考資料参照）



**減算**

# 居宅介護（介護予防）支援

## 参考資料

### 介護保険最新情報 vol.1225 問170より抜粋

- 居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。⇒虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。（中略）例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- 参考：社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第27条の2第1号  
運営解釈 第2の3(23)①  
予防運営基準 第26条の2第1号  
予防運営解釈 第2の3(24)①

## 虐待防止のための措置について②★

●関連法規等（一部抜粋）：事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

### ●指摘を受けた事業所の例

委員会の議事録は残っていたが、議事録では検討した内容が、分からなかったため、検討した内容を口頭で確認したところ、虐待が発生していないため、特に検討していない、という内容であることが分かった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 虐待防止のための措置について②★

### ●指摘内容

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、具体的には、次のような事項について検討するものであるため、当該委員会の検討内容を見直すよう指摘。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 第2回 虐待防止検討委員会

日時:令和8年2月13日 14時～

場所:A居宅介護支援事業所内

参加者:宇城 太郎、宇城 花子

### 議案

1. 虐待の防止のための指針の改正について
2. 職員研修の内容及び実施時期について

### 決定事項

- 1.当該事業所の指針第○条について、～～のため、～～に修正する。修正後の指針は、令和8年3月1日から、玄関及び事務室内で確認できるよう、整備する。
- 2.令和8年度の職員研修内容は、全職員向けに～～と、リーダー向けに～～を実施予定。(6月、12月)

### 回覧

--	--	--	--	--

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第21条の2第1号  
運営解釈 第2の3(17)イ  
予防運営基準 第20条の2第1号  
予防運営解釈 第2の3(17)イ

## 感染症の予防及びまん延の防止のための措置①★

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- 指摘を受けた事業所の例  
法人において感染症の予防及びまん延の防止を検討する委員会を実施していたが、その委員会に事業所の職員は参加しておらず、委員会の結果を事業所で供覧するだけであった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 感染症の予防及びまん延の防止のための措置①★

### ●指摘内容

運営基準では、「事業所における」委員会の開催を想定しているため、法人が実施したものを供覧するだけでは、事業所が行っているとは言えないと考えられるため、未実施であると指摘。なお、この場合、法人が実施する委員会に事業所の管理者等が参加する、または、委員会の結果を基に事業所内で検討することが妥当である。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第21条の2第3号  
運営解釈 第2の3(17)ハ  
予防運営基準 第20条の2第3号  
予防運営解釈 第2の3(17)ハ

## 感染症の予防及びまん延の防止のための措置②★

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の研修及び訓練を定期的（それぞれ年に1回以上）に実施すること。
- 指摘を受けた事業所の例  
事業所において感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していなかった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 感染症の予防及びまん延の防止のための措置②★

### ●指摘内容

運営基準では、年に1回以上行うこととなっているため、訓練を行えるよう体制を整え、実施するよう指摘。（参考資料参照）

# 居宅介護（介護予防）支援

## 参考資料

### （介護予防）運営解釈 第2の3(17)ハ より

- 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

### （介護予防）運営解釈 第2の3(15)④ より

- なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営解釈 第2の3(15)③、(17)ハ、(23)  
④  
予防運営解釈 第2の3(15)③、(17)ハ、  
(24)④

## 研修の記録（BCP、感染症、虐待）★

- 関連法規等（一部抜粋）：研修の実施内容についても記録することが必要である。
- 指摘を受けた事業所の例  
口頭では研修を実施した旨を確認できたが、研修の実施内容が分かる記録は、何も残っていなかった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 研修の記録（BCP、感染症、虐待）

### ●指摘内容

運営解釈では、研修の実施した内容を記録することになっているため、研修の記録を残せる体制を整えるよう指摘。

# 令和7年度 虐待防止のための研修会

日時: 令和8年2月13日 14時～

場所: A居宅介護支援事業所内

参加者: 宇城 太郎、宇城 花子、宇城 次郎

## 目的

全職員が虐待等を早期発見できるよう、虐待防止に関する意識を高めるため

## 担当講師

社会福祉法人〇〇 理事長 〇〇

## 内容

別添の研修資料のとおり

## 備考

研修に参加できなかった職員に対する対応としては、別添の研修資料を配布し、期日までに、報告書を管理者へ提出してもらう。（期日：令和8年3月13日）

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第22条第3項  
運営解釈 第2の3(18)ハ  
予防運営基準 第21条第3項  
予防運営解釈 第2の3(18)①ハ

## ウェブサイトへの掲示★

- 関連法規等（一部抜粋）：事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 指摘を受けた事業所の例  
法人のホームページがなく、重要事項をウェブサイトに掲載することができないため、何もしていなかった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## ウェブサイトへの掲示★

### ●指摘内容

運営解釈が指すウェブサイトとは、法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムのことであるため、居宅介護支援事業者については、法人のホームページがない場合は、介護サービス情報公表システムに掲載できるよう、体制を整えるよう指摘。なお、介護予防支援事業者の場合は、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができる。

# 介護サービス情報 公表システム

熊本県 介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

← 前のページに戻る | 🔍 検索画面に戻る | [全国版トップ](#) > [熊本県](#) > [介護事業所検索](#) > 事業所の特色

2025年10月06日 11:29 公表 🖨️ 画面を印刷する ★ お気に入りに追加する

## 居宅介護支援センター 宇城

事業所の概要 | **事業所の特色** | 事業所の詳細 | 運営状況 | その他

記入日: 2025年09月30日

介護サービスの種類	居宅介護支援
所在地	<input type="text"/> <a href="#">地図を開く</a>
連絡先	<input type="text"/> <a href="#">ホームページを開く</a>

ケアの詳細(具体的な接し方等)

法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

- 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)

[重要事項説明書](#)

[このページの先頭へ](#)

🔗 リンク・転載等について | 📄 ご利用上の注意 | 📞 お問い合わせ

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
運営基準 第13条第22号  
運営解釈 第2の3(8)24  
予防運営基準 第30条第24号  
予防運営解釈 第2の4(1)24

## 福祉用具貸与のケアプランへの反映★

- 関連法規等（一部抜粋）：介護支援専門員は、ケアプランに福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由をケアプランに記載しなければならない。
- 指摘を受けた事業所の例
  - ① 初回は妥当性について検討できたものの、更新時はできていなかった。
  - ② 初回も更新時も妥当性について検討できていたが、理由等は記載していなかった。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 福祉用具貸与のケアプランへの反映★

### ●指摘内容

- ① 運営基準のとおり、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について、サービス担当者会議等で検証することとなっているため、初回と同様に、更新時も適切に検証ができる体制を整えるよう指摘。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 福祉用具貸与のケアプランへの反映★

### ●指摘内容

- ② 福祉用具貸与は、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害される恐れがあることから、検討の過程を別途記録する必要があるため、支援経過等に記録を残す体制を整えるよう指摘。

# 居宅介護（介護予防）支援

関連法規等：  
居宅サービス計画書標準様式及び  
記載要領（厚生労働省）

## 長期目標及び短期目標の設定期間★

- 関連法規等（一部抜粋）：「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものであり、「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。そのため、「長期目標」の「期間」は、「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」を、いつまでに、どのレベルまで解決するかを記載し、「短期目標」の「期間」は、「長期目標」の達成のために踏むべき段階として設定した「短期目標」の達成期限を記載する。
- 指摘を受けた事業所の例  
長期目標と短期目標の期間が、同じ期間になっていた。

# 居宅介護（介護予防）支援

## 長期目標及び短期目標の設定期間★

### ●指摘内容

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものであるため、「長期目標」の期間＝「短期目標」の期間だと、段階的に課題や長期目標を達成できているか確認することができないため、短期目標の期間を改めるよう指摘。

# 居宅介護支援

関連法規等：  
報酬基準 注5  
報酬解釈 第3の10

## 同一建物減算

- 関連法規等（一部抜粋）：事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

# 居宅介護支援

関連法規等：  
報酬基準 注5  
報酬解釈 第3の10

## 同一建物減算

- 関連法規等（一部抜粋）：(1) 「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

# 居宅介護支援

関連法規等：  
報酬基準 注5  
報酬解釈 第3の10

## 同一建物減算

- 関連法規等（一部抜粋）：(2) 「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。また、この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。

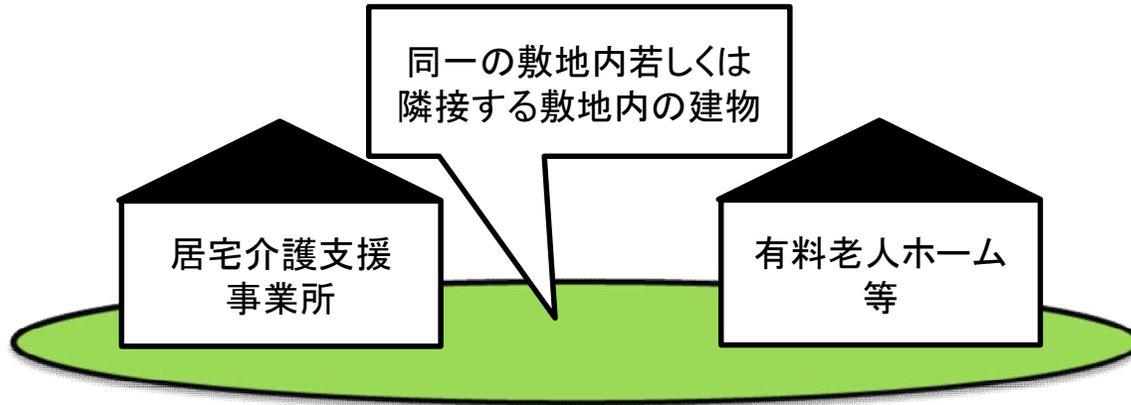
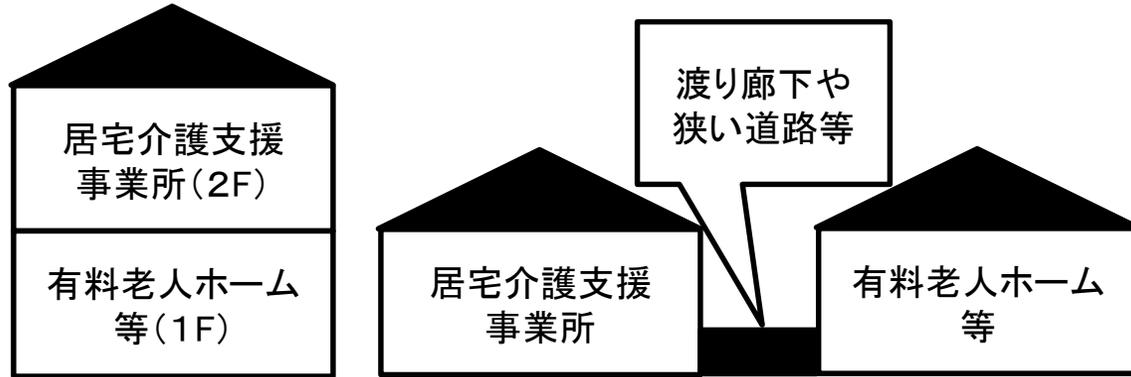
# 居宅介護支援

関連法規等：  
報酬基準 注5  
報酬解釈 第3の10

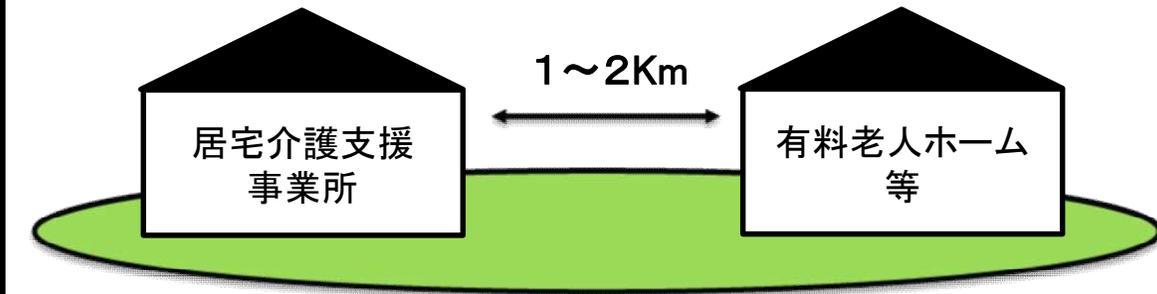
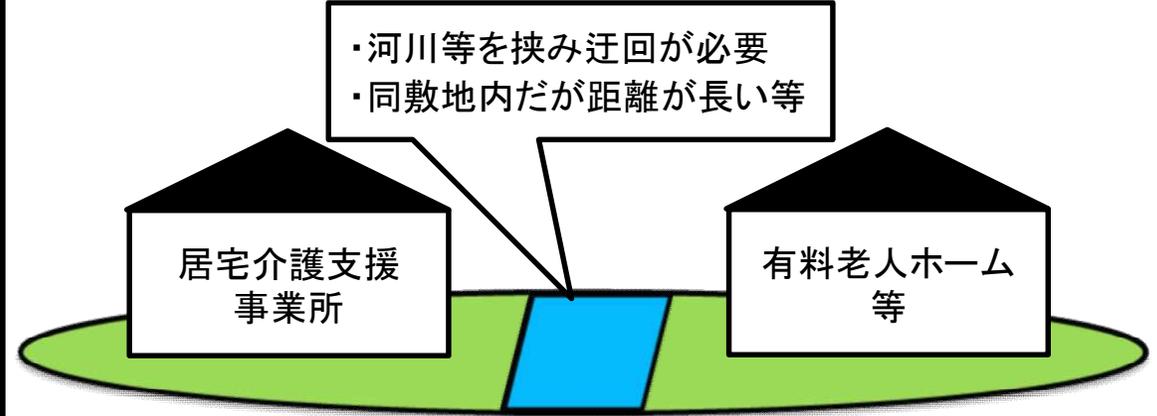
## 同一建物減算

- 関連法規等（一部抜粋）：(3) 同一敷地内建物等に該当しないものの例としては、①同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合、②隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合がある。
- (4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

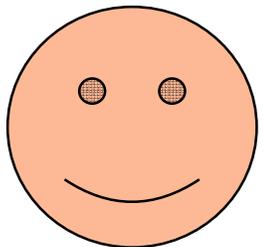
# 該当例



# 非該当例

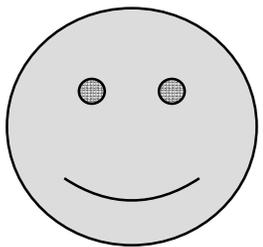


X居宅支援事業所  
ケアマネ 太郎さん



有料老人ホームA 利用者20名担当  
有料老人ホームB 利用者10名担当  
有料老人ホームC 利用者 5名担当  
有料老人ホームD 利用者10名相当  
※Dは、X居宅介護支援事業所と同一敷地内

X居宅支援事業所  
ケアマネ次郎さん



有料老人ホームA 利用者 0名担当  
有料老人ホームB 利用者10名担当  
有料老人ホームC 利用者10名担当  
有料老人ホームD 利用者10名相当  
※Dは、X居宅介護支援事業所と同一敷地内

## 該当例

有料老人ホームA

20名(太郎さん) + 0名(次郎さん) = 20名

有料老人ホームB

10名(太郎さん) + 10名(次郎さん) = 20名

## 非該当例

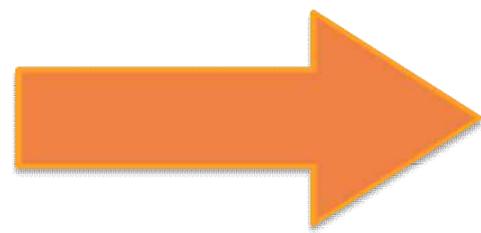
有料老人ホームC

5名(太郎さん) + 10名(次郎さん) = 15名

有料老人ホームD

10名(太郎さん) + 10名(次郎さん) = 20名  
⇒ Dは、X居宅介護支援事業所と同一敷地内のため、(1)により減算されている

同一敷地内に別法人が運営する  
有料老人ホームがあるけど、当該  
事業所とは、法人が異なるから、  
減算にはならないはず。



**運営法人が異なる場合  
であっても、該当する**